

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	道路法等の一部を改正する法律案（②違反通行車両の使用者等に対する報告徴収及び立入検査）		府省名	国土交通省
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律	<input type="checkbox"/> 政令	<input type="checkbox"/> 府省令	<input type="checkbox"/> 告示
	道路法			
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等		<input type="checkbox"/> 緩和	<input type="checkbox"/> 廃止

点検項目	評価の実施状況				課題
① 規制の目的、内容及び必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし			
費用の分析	② 遵守費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし
	③ 行政費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし
	④ その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし
	⑤ 便益の分析	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 分析なし
⑥ 費用と便益の関係の分析	<input type="checkbox"/> 費用便益分析	<input type="checkbox"/> 費用効果分析	<input type="checkbox"/> 費用分析	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析	<input type="checkbox"/> 分析なし
代替案	⑦ 代替案の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり	<input type="checkbox"/> 想定される代替案なし		<input type="checkbox"/> 設定なし ※
	⑧ 代替案との比較	<input checked="" type="checkbox"/> 費用・便益で比較	<input type="checkbox"/> 費用で比較	<input type="checkbox"/> 便益で比較	<input type="checkbox"/> 比較なし
⑨ レビューを行う時期又は条件	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり	<input type="checkbox"/> 設定なし			

【課題の説明】

- 「○」:評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」:点検過程における各府省からの補足説明（<点検結果表の別紙>参照）により課題が解消したもの。
 「○」:点検過程における各府省からの補足説明（<点検結果表の別紙>参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【点検結果表の別紙】

《規制の影響が及ぶ範囲に係る参考情報》

○ 当省の照会

規制の影響が及ぶ範囲を示す情報として、現在、自動計測装置によって把握している違反通行車両の数が分かれば、御教示下さい。また、違反通行車両の使用者等に対する行政指導を実施した件数が分かれば、御教示下さい。

○ 国土交通省の説明

車両重量自動計測装置によって把握している総重量制限を超過した車両台数及び指導警告書発出社数は以下のとおりである。

総重量制限を超過した 車両台数	指導警告書発出社数（延べ）
・ 平成 21 年度 2,323,523 台	692 社
・ 平成 22 年度 2,350,839 台	495 社
・ 平成 23 年度 1,920,416 台	459 社

《代替案に係る補足説明》

○ 当省の照会

代替案について、「従来どおりの方法により違反通行車両に関する違反の是正の徹底を図ることとし、道路管理者が、違反通行車両の使用者等に対する報告徵収や立入検査までは行うことができないこととする。」と記載しているがこれはベースラインとすべき内容であり、これとは異なる適切な代替手段を明示する必要がある。なお、ベースラインとすべき内容以外に、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。

○ 国土交通省の説明

代替案の「違反通行車両に関する違反の是正の徹底を図る」とは、違反通行車両に関する取締りの頻度等を現行に比して増加させる等の措置を講ずることとする案である。